

総務省承認	No. 26182
承認期限	平成18年3月31日まで

提出先	中小企業庁事業環境部企画課調査室
提出期限	平成17年10月8日

(秘) 平成17年中小企業実態基本調査

個人事業者・法人企業用

(調査票甲)

平成17年9月25日 中小企業庁

- ◆この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
- ◆この調査票は、税務申告等とはいっさい関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。
- ◆調査票は、別冊の「調査の概要・調査用業種分類表」、「調査票の記入手引」、前年度の財務諸表などを参照して記入してください。

(この欄は、中小企業庁が使用します。)

1. 企業の概要

(1) 企業の名称又は個人事業者の名称	(フリガナ)	電話番号(代表)
(2) 本社又は本店の所在地 (個人事業者の場合は、事業者の所在地)		
(3) 記入者の氏名 (調査票内容の照会に回答いただける方)	(フリガナ)	電話番号(代表と同じ場合は記入は必要ありません。) (内線)

次の(4)、(5)は法人企業のみ記入してください。(個人事業者の方は記入不要です。)

(4) 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。 1. 平成13年(2001年)以降 2. 平成12年(2000年) 3. 平成11年(1999年) 4. 平成10年(1998年) 5. 平成7～9年(1995～1997年) 6. 平成6年(1994年)以前	(5) 企業の経営形態及び定款における株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> ①企業の経営形態 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 株式会社以外 </div> <div style="width: 45%;"> ②株式の譲渡制限の定めの有無 1. 定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている。 (いわゆる譲渡制限株式会社) 2. 定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めていない。 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> (注) ②は、株式会社の場合のみ記入してください。 </div>
---	---

2. 平成16年度決算について

(1) 平成16年度決算の期末となる月を記入してください。→ 平成 年 月

(2) 負債・資本(金額は、万円未満を四捨五入し万円単位で記入してください。)
平成16年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。
法人企業のみ記入してください。(個人事業者の方は記入不要です。)

項目	千億				億				万円
	千	百	十	億	千	百	十	万	
負債合計									万円
うち借入金(金融機関)									万円
うち借入金(金融機関以外)									万円
うち社債									万円
資本合計									万円
うち資本金									万円
負債及び資本合計									万円

- (注1) 「負債合計」には、流動負債(支払手形、買掛金、短期借入金、未払金など)及び固定負債(社債、長期借入金、長期未払金、退職給付引当金など)の合計を記入してください。
- (注2) 負債合計のうちの「うち借入金(金融機関)」には、銀行などの金融機関からの借入金を記入してください。
- (注3) 負債合計のうちの「うち借入金(金融機関以外)」には、個人、取引先等、金融機関以外からの借入金を記入してください。
- (注4) 負債合計のうちの「うち社債」には、社債及び転換社債等の未償還残高を記入してください。
- (注5) 「資本合計」には、資本金又は出資金、資本剰余金及び利益剰余金の合計を記入してください。
- (注6) 資本合計のうちの「うち資本金」には、資本金又は出資金を記入してください。新株式払込金のうち、資本金に組み込まれることが予定されている金額を含みます。

(注) 負債及び資本合計=負債合計+資本合計

(3) 売上高及び営業費用

① 平成16年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

項 目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
売上高（営業収益）									万円	
営業費用	売上原価								万円	
	販売費及び一般管理費	人件費								万円
		地代家賃								万円
		減価償却費								万円
		租税公課								万円
		その他の経費								万円
営業外損益	営業外収益								万円	
	営業外費用								万円	
経常利益（経常損失）									万円	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）									万円	
税引後当期純利益（税引後当期純損失）									万円	

(注1) 「売上高（営業収益）」には、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などの合計を記入してください。

(注2) 「売上原価」には、商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費及び売上高に対応するその他の経費の合計を記入してください。

(注3) 「人件費」には、常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき、給料、手当、賃金、賞与等の合計を記入してください。ただし、利益処分による役員賞与は含まれません。

(注4) 「地代家賃」には、土地、建物などの不動産の賃貸料の総額を記入してください。

(注5) 「減価償却費」には、販売費及び一般管理費に計上する減価償却費を記入してください。

(注6) 「租税公課」には、印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）、事業所税などの合計を記入してください。

(注7) 「その他の経費」には、水道光熱費、運賃荷造費、販売手数料、広告宣伝費、交際費、従業員教育費及びその他の経費の合計を記入してください。

(注8) 「営業外収益」には、受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益を記入してください。

(注9) 「営業外費用」には、支払利息・割引料及びそれ以外の営業外費用に計上される雑損失などの合計を記入してください。

(注10) 「経常利益（経常損失）」には、「売上高」－「売上原価」－「販売費及び一般管理費」＋「営業外収益」－「営業外費用」の金額を記入してください。

(注11) 「税引前当期純利益（税引前当期純損失）」には、「経常利益（経常損失）」＋「特別利益」－「特別損失」の金額を記入してください。

(注12) 「税引後当期純利益（税引後当期純損失）」には、税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したものの金額を記入してください。

② 上記①の金額には消費税を含んでいますか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 消費税を含んでいる。（税込み）	2. 消費税を含んでいない。（税抜き）
--------------------	---------------------

③ 平成16年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得金額の損金算入の特例」を適用し、損金経理したものの金額を記入してください。

(注) 青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、取得価額的全額を損金算入できる制度です。

億	千万	百万	十万	万

万円

(4) 売上高（営業収益）の内訳

平成16年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割合
建設事業の収入	%
製造品売上高	%
加工賃収入	%
情報通信事業の収入	%
運輸事業の収入	%
不動産事業の収入	%
卸売の商品売上高	%
小売の商品売上高	%
飲食事業の収入	%
宿泊事業の収入	%
サービス事業の収入	%
その他の事業の収入	%
合 計	100%

(注1) 「建設事業の収入」とは、建築工事、土木工事の完成工事高をいいます。

(注2) 「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。
なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に記載してください。

(注3) 「加工賃収入」とは、発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入をいいます。

(注4) 「情報通信事業の収入」とは、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入をいいます。

(注5) 「不動産事業の収入」とは、不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸等の収入をいいます。

(注6) 「卸売の商品売上高」とは、仕入商品を他の事業者へ販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。

(注7) 「小売の商品売上高」とは、仕入商品又は製造した商品を消費者に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。
なお、菓子、パン、建具、畳などを製造し、最終消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、「小売の商品売上高」に記載してください。

(注8) 「サービス事業の収入」とは、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、労働者派遣業など）をいいます。

(注9) 「その他の事業の収入」とは、上記以外の収入をいいます。

※ 事業の分類については、同封の「調査の概要・調査用業種分類表」の「業種分類表」を御覧ください。

(5) 主たる事業の種類

主たる事業（「(4) 売上高（営業収益）の内訳」に記入した最も割合の高い事業）について、その内訳を収入の多い順に、同封の「調査の概要・調査用業種分類表」の「業種分類表」の中から分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号と収入割合を記入してください。それ以外（主業の内訳のうち上位3つ以外）のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類（分類番号が分からない場合に記入してください。）	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

(6) 設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）

平成16年度中に設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）を行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。また、設備投資を行った場合は、その金額も記入してください。

1. 設備投資を行った。	2. 設備投資を行っていない。	項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
		設備投資額 (有形固定資産及び無形固定資産の取得額)									

(7) リースの利用

平成16年度中に新たにリースの契約を行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。また、新たにリースの契約を行った場合は、その新規リース契約額の総額も記入してください。

1. リース契約を行った。	2. リース契約を行わなかった。	(注) リース契約とは、一定期間、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転用リース等は含みません。							
		(注) 支払リース料ではありません。 16年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、16年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。							
		項目	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
		新規リース契約額							

3. 会社全体の従業員数

平成17年3月31日現在で記入してください。

区 分	有給役員 及び 個人事業主	無給家族 従業員	常用雇用者		臨時雇用者	他の会社から派遣 されてきている人	合 計
			正社員・正職員	パート・アルバイト			
男	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人

4. 取引金融機関について

(1) 現在、貴社のメインバンク（借入れ残高シェアの大小などに関わらず貴社がメインバンクと認識している金融機関）はどれですか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等	5. 4以外の政府系金融機関	(注1) 各金融機関の説明については、同封の「調査票の記入手引」を御覧ください。 (注2) (1)で「7. メインバンクはない。」と回答した場合は、(2)及び(3)の記入は不要です。
2. 地銀・第二地銀	6. 農林系金融機関	
3. 信用金庫・信用組合	7. メインバンクはない。	
4. 政府系中小企業金融機関		

(2) メインバンクからの借入条件についてお伺いします。該当する番号にすべて○を付けてください。

1. 物的担保を提供している。	5. 物的担保、本人保証、第三者保証、公的信用保証のいずれも提供していない。
2. 本人保証を提供している。	6. メインバンクからの借入金は無い。
3. 第三者保証（公的信用保証を除く）を提供している。	4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた。
4. 公的信用保証を提供している。	5. 増額セールスを受けた。

(3) 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 申込みを拒絶・減額された。	4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた。
2. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた。	5. 増額セールスを受けた。
3. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた。	6. 借入申込みを行わなかった。

5. 委託の状況

平成16年度において、以下の委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。また、委託を行った場合は、その金額も記入してください。

1. 委託を行った。 2. 委託を行っていない。	項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
	委託の金額									

ここで言う委託とは、以下の1～6の内容のものをいいます。(建設工事の委託は除く。)

1. 製造委託 (貴社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を他社に委託)
2. 修理委託 (貴社が請け負っている物品の修理、貴社の自己使用する物品の修理を他社に委託)
3. 情報成果物作成委託 (貴社が行うプログラム作成を他社に委託)
4. 役務提供委託 (貴社が行う運送、倉庫における保管、情報処理の役務提供を他社に委託)
5. 上記3. 以外の情報成果物作成委託 (貴社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供等を他社に委託)
6. 上記4. 以外の役務提供委託 (貴社が行う運送、倉庫における保管、情報処理以外の役務提供を他社に委託)

6. 受注の状況

平成16年度において、以下の受注がありましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。また、受注があった場合は、その金額も記入してください。

1. 受注があった。 2. 受注がなかった。	項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
	受注の金額									

ここで言う受注とは、以下の1～6の内容のものをいいます。(建設工事の受注は除く。)

1. 製造の受注 (他社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を貴社が受注)
2. 修理の受注 (他社が請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を貴社が受注)
3. 情報成果物作成の受注 (他社が行うプログラム作成を貴社が受注)
4. 役務提供の受注 (他社が行う運送、倉庫における保管、情報処理の役務提供を貴社が受注)
5. 上記3. 以外の情報成果物作成の受注 (他社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供等を貴社が受注)
6. 上記4. 以外の役務提供の受注 (他社が行う運送、倉庫における保管、情報処理以外の役務提供を貴社が受注)

7. 工事の受注について (主たる事業が建設業の場合に記入してください。)

平成16年度の完成工事高について、元請・下請工事別の発注元数と金額を記入してください。また、それぞれの完成工事高のうち、公共事業の発注元数とその金額も併せて記入してください。

項目	発注元数	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
元請工事										万円
うち公共事業										万円
下請工事										万円
うち公共事業										万円
合計										万円

- (注1) 元請工事とは、発注者から直接請け負う建築工事、土木工事をいいます。
 (注2) 下請工事とは、建設工事や土木工事を他の者から請け負った建設業を営む者から請け負う建築工事、土木工事をいいます。
 (注3) 公共事業とは、国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事をいいます。
 (注4) 発注元数には、工事の件数ではなく発注者の数を記入してください。

8. 商品(製品)の仕入先・販売先について

平成16年度において、販売を目的に商品(製品)の仕入れを行いましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。(製造目的の原材料購入、自家消費目的の仕入れ及びサービス(旅行など)の仕入れは除きます。)

1. 仕入れを行った。 2. 仕入れを行っていない。

9. チェーン組織への加盟の状況 (主たる事業が製造業の場合は記入不要です。)

平成16年度において、主たる事業でチェーン組織に加盟していますか。該当する番号にすべて○を付けてください。

1. ボランタリー・チェーンに加盟している。
 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している。
 3. いずれも加盟していない。

(注1) ボランタリー・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。

(注2) フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を供給し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

10. 電子商取引の実施状況

貴社における平成16年度の事業活動(決算ベース)において、電子商取引(インターネット等を通じた商取引)を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1. 電子商取引を実施した。
 2. 電子商取引を実施しなかった。

(注) 電子商取引(インターネット等を通じた商取引、e-コマース)とは、「商取引(企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為)のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。

調査への御協力ありがとうございました。